

障害者雇用促進のための 県税特別措置(事業税の軽減)

愛媛県では、障害者*の方々が自立して暮らすことのできる社会づくりを推進することを目的に、「愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例(平成22年6月29日一部改正)」を施行し、**障害者の雇用を拡大した法人・個人事業主を対象に、一定の要件のもと、事業税を軽減する制度を設けています。**

※ 障害者とは、雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者であって、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている方をいいます。

〔軽減措置の内容〕

障害者の雇用を拡大し、**基準事業年度(年)^(※1)の雇用障害者数^(※2)を上回った場合**、事業税(法人・個人)の**現行税率の1/2を軽減**します。

ただし、上回った人数1人当たり10万円を限度とします。

また、**減税措置の適用期間は3年間^(※3)**です。

※1 基準事業年度(年)

法人の場合	H21.4.1~H22.3.31までに開始する事業年度
個人の場合	H22年

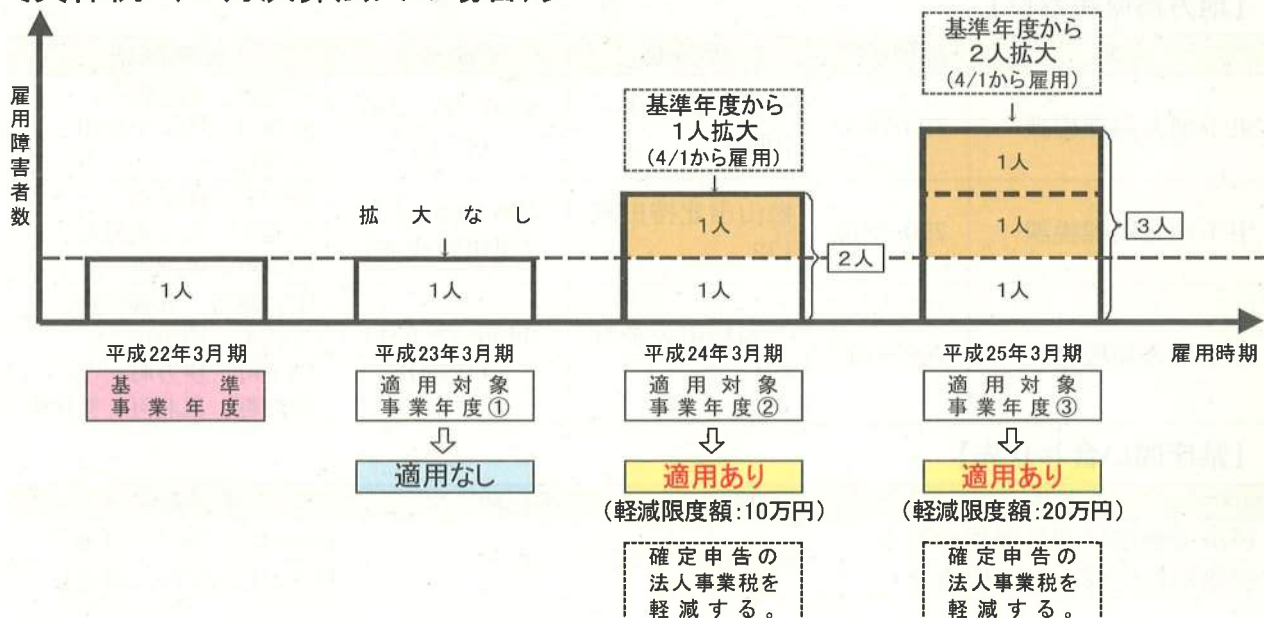
※2 雇用障害者数は、各月の末日時点における障害者である労働者の数を合計した数を12で除した数とします。(0.01未満の端数は切り捨て。)

※3 適用期間

法人の場合	H22.4.1~H25.3.31までに開始する各事業年度
個人の場合	H23年~H25年までの各年(課税年度:H24年度~H26年度)

(注) 平成22年3月31日までに開始した事業年度に係る法人事業税及び平成23年度課税分までの個人事業税の軽減措置については、改正(平成22年6月29日施行)前の条例に基づく軽減措置となります。

〔具体例(3月決算法人の場合)〕



【要件】以下の要件全てに該当する必要があります。

- 短時間労働者（0.5 カウント）を含む常時雇用する労働者の数が 55 人以下であること。
※ただし、法人事業税の軽減措置において、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間に開始する事業年度にあつては、短時間労働者を除く。
- 県内に住所を有し、県内の事業所等で勤務する障害者を雇用していること。
- 「適用対象事業年度（年）の雇用障害者数」が、「基準事業年度（年）の雇用障害者数」を超えていること。
- 雇用保険の適用事業者であること。
- 県税を滞納していないこと。
- 性風俗関連特殊営業を営むものでないこと。
- 「基準事業年度（年）の開始の日」から「適用対象事業年度（年）の末日」までの間に事業主都合による離職者がいないこと。
- その他、知事が軽減措置を適用しないと認める法人・個人でないこと。

【提出書類】

事業税の申告期限までに事業所の所在地域を所管する地方局県税窓口にて、次の書類を提出してください。（①②の様式については、地方局県税窓口での提供のほか、県庁ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/h30580/s-koyousokushingenzei/index.html> からダウンロードできます。）

- ① 障害者雇用事業税不均一課税申告書
- ② 障害者雇用状況証明書^{※1}
- ③ 性風俗関連特殊営業を営んでいないことの誓約書（任意様式）
- ④ 常時雇用する労働者が 55 人以下であることが確認できる書類
（ハローワークにて申請・交付された雇用保険トータル・システムの出力帳票^{※2}）

※1 障害者の情報は、厚生労働省が策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に従って、把握・確認してください。

※2 事業主から別途ハローワークへ出力帳票の交付申請が必要です。

【問い合わせ先】

【地方局県税窓口】

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
東予地方局課税課	793-0042	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300 (代表)	今治市、新居浜市、 西条市、四国中央市、 上島町
中予地方局課税課	790-8502	松山市北持田町 132	089-909-8754 (課税課代表)	松山市、伊予市、 東温市、久万高原町、 松前町、砥部町
南予地方局税務課	798-8511	宇和島市天神町 7-1	0895-22-5211 (代表)	宇和島市、八幡浜市、 大洲市、西予市、 内子町、伊方町、 松野町、鬼北町、愛南町

【県庁問い合わせ先】

名称	郵便番号	所在地	電話番号
経済労働部管理局雇用対策室	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2507 (直通)
総務部行財政改革局税務課			089-912-2201 (直通)